

SOLICパーソナルコンディショニングセンター（SPCC）会員規約

第1条 【目的】

SOLICパーソナルコンディショニングセンター（以下SPCC）は、会員締結にあたり、会員が豊かで快適なフィットネスライフを送って頂くために会員規約を制定する。尚この規約は2024年5月1日より施行される。

このクラブはコンセプトに沿い、目標達成のために運営される。

コンセプト

「自然力」

健康とは体と心が健全で幸せを感じられること。すなわち健康は作るのではなく、人間が人間らしく生きるために必要である場所と生活習慣を得ることが最も大切なことと考えます。

時には体力と精力を養い、時には心と体を自然に戻すきっかけを作ってくれるのが自然。私たちは熱海の海と山、そして最先端のフィットネスによって、インドアに限らない自然力を使った包括的な「健康」に寄与していくことをコンセプトにしています。

第2条 【入会資格】

- 1) 入会希望者は、下記に該当しなければならない。
- 2) 会員区分に定められる年齢条件を満たしていること。
- 3) 医師などにより運動または入浴することなどを禁じられていないこと。
- 4) 以前に当SPCCを除名（強制退会）されたり、会費などを滞納したりしたことがないこと。
- 5) 入会申込書に漏れなく記入し、住所、氏名、年齢など身元が証明されること。
- 6) 以下に該当する規約を順守し、迷惑な言動などをしないこと。

第3条 【施設利用】

会員はSPCC利用に際し、下記を順守しなくてはならない。

- 1) 会員は入会時に行う健康チェックとして、以下の項目を実施する。
 - ・パーソナルチェック（トレーナーによるヘルスチェック）。
 - ・SPCCからの指示があった場合の健康診断書提出
- 2) 健康増進施設につき、会員はクラブ内において以下のことを順守する。
 - ・施設内の禁煙。
 - ・飲酒、薬物を使用した者は利用できない。
 - ・利用毎にセルフチェックを行い、体調の悪い時には利用を控えること。
- 3) 営業は以下の通りに行われる。
 - ・通常営業時間（スタッフ常勤）10：00～18：00
 - ・ジム利用可能時間7：00～20：00(月曜日10:00～20:00、土曜日7：00～18:00)
 - ・毎週日曜日、夏期、年末年始休業。
 - ・臨時休業がある場合は館内掲示や配布物により会員に事前に告知される。
- 4) 安全衛生上、以下を規制する。
 - ・会員外の入館禁止（予約時間外の入館禁止）
 - ・体温が37.5℃以上ある場合や咳やくしゃみなど風邪の諸症状がある場合は利用ができない。
 - ・小学4年生未満の入館禁止。
 - ・ペットの入館禁止。
 - ・危険物の持ち込み禁止（可燃性物質類、火薬類、引火性液体、毒物、腐食性物質、刃物類等）。
 - ・営業時間外の入館禁止。

第4条 【利用料】

- 1) 会員は、入会時に入会金、当月、翌月分の月会費を現金で支払い、入会申込書を提出した時点で会員契約が締結し、会員の特典を利用することができる。一旦入金された利用料は如何なる理由があっても返金されない。
- 2) 月会費は、指定されたSPCCの口座へ毎月27日に引き落とされる。尚、施設利用の有無に関わらず、退会の手続きが完了するまで自動引落しは実行され、会費は支払われる。
- 3) 利用料は、社会事情などによって変動する場合がある。その場合、会員には事前に告知される。

第5条 【会員権】

- 1) 会員の権利は、会員名義者のみが有し、第三者がSPCCを利用することができない。
- 2) 会員の権利は譲渡、換金することができない。但し、月会費などを会員名義の違う口座名から引落しをすることができる。
- 3) 会員の権利は、SPCCが利用できる場合のみ発生し、SPCCの営業停止や退会など、いかなる理由においても年会費、入会金の返金はしない。
- 4) 会員は、SPCC施設、プログラムを利用することにのみ権利を有し、その他、SPCCおよび株式会社ソリクに関するいかなる権利を有するものではない。

第6条 【退会および休会】

- 1) SPCCを退会する場合には、退会希望前月の1日（SPCCが休館日の場合は翌営業日）までに会員本人が退会手続きを行わなければならない。
- 2) 会員は以下の場合、退会、あるいは休会手続きを行わなければならない。
 - ・会員が入会資格を失った場合
 - ・会員が死亡した場合
- 3) 以下の場合、会員の如何に関わらず、強制的に退会となり会員は執行されたその月の利用料までを支払わなくてはならない。尚、滞納金がある場合はそれらを含む支払いが必要となる。
 - ・3ヶ月以上月会費を滞納した場合
 - ・会員規約を逸脱した場合
 - ・入会申込書に偽証、不正が発覚した場合
 - ・会員が死亡した場合
- 4) 以下の場合、原則的にSPCCを休会することができる。最短2ヶ月、最長12ヶ月間休会することができる。復帰したい場合は先2ヶ月分の月会費を支払う。
 - ・会員が妊娠した場合
 - ・会員が何らかの疾病、傷害を被った場合
 - ・その他SPCCが認めた場合

第7条 【責任】

- 1) SPCC施設内、及びSPCCが主催する屋内外プログラムにおいて発生した盗難、事故、負傷及び後遺障害などについては自己責任をもって対処し、株式会社ソリク、SPCC、及びトレーナーに責任を追及できない。但し、株式会社ソリク、SPCC及びトレーナーに重大な過失がある場合はその限りではない。
- 2) 未成年者における会員の規約順守は、親権者が保証人となってその責務を負う。
- 3) 会員がSPCCの施設及び備品に損傷、損害を及ぼした場合、速やかにそれらを弁済しなければならない。
- 4) その他刑事事件、並びに民事に関する問題は、管轄する警察、裁判所に判断を委ねるものとする。

第8条 【反社会的勢力に該当しないことの声明】

会員は、自らが、入会に際し、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 1) 暴力団
- 2) 暴力団員
- 3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 4) 暴力団準構成員
- 5) 暴力団関係企業
- 6) 総会屋
- 7) 社会運動等標ぼうゴロ
- 8) 特殊知能暴力集団
- 9) その他前各号に準ずる者

第9条 【その他】

- 1) 会員はSPCC内及び他の会員において如何なる営業・勧誘行為をしてはならない。発覚した場合、強制退会並びに損害賠償請求を行うものとする。
- 2) 会員規約は、不定期に見直され改正されるものとする。変更事項は、ホームページにて告知する。
- 3) SPCC内にて購入した商品の返金、変換はしない。
- 4) 忘れ物は1ヶ月間、SPCC内で保管し会員への連絡は基本的にしない。1ヶ月間を過ぎた物は処分する。
- 5) 本規約は、入会同意署名に署名されることにより同意したものとみなされ、契約は締結される。
- 6) 会員規約にない事項は、善良な会員とSPCCとで協議され解決するものとする。

第10条 【キャンセルポリシー】

- 1) SPCCが提供する全てのプログラムは、健康やケガや疾患などの改善などに対して、必ずしもその効果を保証するものではない。
- 2) 会員が申込後に入金した登録費及び月会費は、返金しない。
- 3) ただし、SPCC及び株式会社ソリクの理由で取消しをする場合、未使用分については返金をするものとする。返金時の振込手数料は、会員のご負担とする。
- 4) 会員が申込をしたパーソナルトレーニング、コンディショニングは、前日の18:00までキャンセルができる。ただし、前日の18:00以降のキャンセルは全額のキャンセル料を支払わなければならない。
- 5) 会員が申込をしたジム予約は、前日の18:00までキャンセルができる。ただし、前日の18:00以降のキャンセルは全額のキャンセル料を支払わなければならない。
- 6) 会員が申込をしたグループレッソンの予約は、前日の18:00までキャンセルができる。ただし、前日の18:00以降のキャンセルは全額のキャンセル料を支払わなければならない。